

女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審査における政府代表報告(仮訳)

はじめに

日本の代表団を代表し、本日、日本の女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に関する審査に出席する機会を与えていただいたことに、心より感謝申し上げます。また、世界中の女性に対する差別の撤廃のための委員会の精力的な活動に心より敬意を表します。

私どもの代表団は、私のほか、内閣府、外務省、法務省、厚生労働省、文部科学省及び農林水産省の代表から構成されています。また、本日は、日本から来た多くのNGOのメンバーが審査を見守っています。日本における男女共同参画の推進において、NGOはこれまで重要な役割を果たしてきました。政府は、機会を捉え、NGOと対話を行っていますが、本審査についても、日本に帰国してから、NGOに報告する会を開催する予定です。

私は国会議員として、女性に対する暴力の根絶及び女性の健康の問題に、使命感を持って取り組んでまいりました。例えば、配偶者暴力防止法の制定及び改正、高齢者、障害者及び児童の虐待の防止、並びに、養護教諭制度の充実、妊婦の14回の検診の無料化及び新生児全員の家庭への助産師や保健所職員による訪問、さらには、本条約選択議定書の批准に係る検討等の推進に力を尽くしてきました。さらに、政府開発援助において、ミレニアム開発目標の達成に向け、妊産婦の医療ケアへのアクセス向上を含む母子保健対策の強化に取り組んできました。このような問題に深く関わってきた者として、本日、この場にいることを、まことに感慨深く感じています。

我が国において条約が果たした役割

本年は、女子差別撤廃条約の採択から30周年を迎える記念すべき年です。内閣府男女共同参画局では、隔月発行している広報誌の表紙に、「今年は女子差別撤廃条約採択30周年です」と記載しています。本年6月に内閣府男女共同参画局が新たに作成した男女共同参画に関するパンフレットには、女子差別撤廃条約に関する説明を記載し、改めて条約の意義を広く伝えています。

我が国が女子差別撤廃条約を締結したのは1985年であり、それから24年が経過しました。我が国が、条約上の義務を履行するために実施した政策の効果が、今、現れてきています。例えば、1985年の条約締結に合わせ、男女雇用機会均等法を制定しましたが、その頃働きはじめた女性やその後輩が、現在、大企業において管理職として活躍しています。学校教育においては、それまで主として女子のみを対象としていた中学校及び高

等学校の家庭科について、1993年度から中学校、1994年度から高等学校で、男女双方を対象とした教育課程を実施していますが、その教育を受けた男性が、現在、結婚・子育て期を迎えています。家事に関心をもって行動する若い男性は多く、父親が子どもの出産に立ち会うことへの関心は増加し、子どもを保育園へ送る父親の姿は日常的なものとなっています。このように、条約が我が国の男女共同参画の推進に果たした役割は、実に大きなものと言えます。

男女共同参画の歩みが遅いことの背景

しかし、国際的にみると、我が国の男女共同参画の進展が遅いことは、残念ながら否めません。日本のように、教育水準が高く、経済的に発展した国において、なぜ、男女共同参画が遅れているのかと疑問に思われるかもしれません。その主な背景として三点に触れさせていただきます。

1つめは、固定的役割分担意識です。我が国では男女共同参画に関する世論調査を定期的に行っています。2007年に実施した世論調査においては、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する者の割合が50%を超えました。これは、男女共同参画に関する広報・啓発活動等を推進した結果によるものと考えています。しかしながら、性別で見ると、女性は反対が賛成を上回っているのに対し、男性は賛成が反対を上回っているなど、固定的役割分担意識は、いまだ根強く残っています。今後、男性に対する広報啓発活動を一層強化するなど、意識改革に一層努める必要があると考えています。

2つめは、仕事と家庭との両立の困難の問題です。第1子出産前後の女性の就業状況を見ると、出産を機に約7割の女性が仕事を辞めています。このように、女性の就業の継続や、仕事と家庭の両立が困難であること背景には、働き方の改革や両立を支える制度・サービス等の整備が十分でない、男女とも利用しやすい組織風土づくりや働き方の見直しを可能にするマネジメント改革が十分ではないことなどが指摘されています。このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が大きな課題となっています。

3つめは、キャリアパスが不明確であることなどから、仕事に就いている多くの女性がキャリア形成に不安を抱えており、また、女性にとってのキャリア形成支援の機会が少ないことです。このため、企業におけるポジティブ・アクションの推進や、メンターの育成への支援、ネットワークの形成支援等女性が意欲を持って働き続けることへの積極的な支援などを行っていく必要があります。

このような構造的な問題は、短期間で克服することができるものではありませんが、そうであるからこそ、たゆまぬ積極的な取組が必要です。本年は我が国の男女共同参画社会基本法が制定されてから10周年の節目にあたり、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題という、基本法における認識を再確認し、男女共同参画社会の実現に向けて最大限の努力を傾けてまいりたいと考えています。

次に、前回の審査以降における、我が国の男女共同参画政策に新たにどのような進展がみられたかについて、委員会からの勧告で指摘された事項を中心に、述べたいと思います。

男女共同参画基本計画（第2次）

前回の女子差別撤廃委員会による審査を踏まえて、男女共同参画会議において議論を行い、2005年に男女共同参画基本計画（第2次）を策定しました。この計画は、第1次の基本計画と同様に、北京行動綱領を踏まえたものとなっています。計画策定以降、それぞれの分野において、男女共同参画社会の実現に向けた法制度の見直しや、新たな施策の立案・実施等を行っています。

政策・方針決定過程への女性の参画

男女共同参画基本計画（第2次）においては、特に、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大については、「2020年までに、あらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になることを期待」という数値目標が明記され各分野での取組を推進することとしました。

例えば、政府は、国の審議会等委員における女性の登用の促進について、平成12年に男女共同参画推進本部が決定した「2005年度末までのできるだけ早い時期に」、「30%を達成するよう鋭意努めるものとする」という目標の達成に向け、計画的に取組を進めてきましたが、期限より半年早く目標を達成しました。この実績を踏まえ、2006年、男女共同参画推進本部は、2020年までに男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努める等の新しい目標を決定しました。

また、研究者については、「男女共同参画基本計画（第2次）」及び「第3期科学技術基本計画」において、採用の目標値として「自然科学系全体として25%」と明記されました。これらの計画を受けて、大学や公的研究機関を対象として女性研究者が研究と出産・育児等を両立し、研究活動を行える仕組みを構築するモデルとなる優れた取組への支援や、特

に女性研究者の採用割合等が低い分野である、理学系、工学系、農学系の研究を行う優れた女性研究者の養成を加速するための取組への支援等を推進しています。

さらに、2020年までに30%の目標の達成に向けて、2008年、男女共同参画推進本部において、「女性の参画加速プログラム」を策定しました。当該プログラムは、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実、意識の改革の3つを一体として進めることを施策の基本的方向として打ち出しており、あらゆる分野における女性の参画の基盤整備を図るとともに、女性の参画が期待されていながら十分に進んでいない分野として、医師、研究者、公務員の3つを重点分野として取り上げ、取組を推進しています。

中でも、国家公務員については、本省課長室長相当職以上に占める女性の割合を2005年度の1.7%から2010年度末までに政府全体として5%程度とする目標を設定しています。また、2009年度における国家公務員I種試験等の事務系区分の採用者に占める女性の割合は目標の3割を超える見込みとなっており、今後、さらに積極的な取組を促進していきます。

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の分野については、男女雇用機会均等法の制定後2度の改正を経て、社会一般の意識として、雇用機会均等についての考えが広く当然のことと受け止められるようになり、企業の雇用管理の見直しも進展しました。その一方で、明白な差別は減少してきた反面、性差別事案が複雑化・困難化する傾向がみられるほか、継続就業を希望する女性に対する妊娠・出産等を理由とする解雇や配置転換、雇い止めなどの不利益取扱いの事案が増加し、セクシュアルハラスメント等に係る相談も多くなってきています。

このような中で、2006年に、男女雇用機会均等法の改正が行われ、間接差別の禁止規定が整備され、性差別禁止の範囲がさらに拡大されるとともに、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱いが禁止され、セクシュアルハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務の強化等が行われました。

現在は、同法の着実な施行に加えて、過去の性差別的な雇用管理や、職場に根強く残る固定的な男女の役割分担意識により事実上生じている男女の格差を解消し、実質的な雇用機会均等を実現するために、均等・両立推進企業表彰や、先進企業の事例の紹介など、企業のポジティブ・アクションの促進のための施策に力を入れています。

また、女性の非正規雇用が増加しており、非正規雇用の適正処遇や能力発揮ができる雇用環境づくりが課題となっています。このため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律が一部改正され、2008年から施行されており、パートタイム労働者の働き方の実情に応じた通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保や通常の労働者への転換の推進に取り組んでいます。

さらに、農山漁村女性の経済的自立を目指して、地域農林水産物を活用した特産加工品づくり、直売所等における消費者への直接販売などの起業活動を支援しており、これらの活動は年々増加しています。

仕事と家庭・地域生活の両立支援

次に、先ほど述べましたとおり、仕事と家庭を両立できる環境づくりが、重要な課題です。政府は、育児・介護休業法に規定されている、育児休業、介護休業、子の看護休暇制度、時間外労働の制限の制度、深夜業の制限の制度、勤務時間短縮等の措置等について周知を図るとともに、計画的な事業所への訪問による、就業規則等で必要な制度が設けられているかの確認、法違反の場合における厳正な指導などを実施しています。

これらの取組により、女性の育児休業取得率は2007年度において約9割に達するなど、着実な定着が図られつつありますが、出産を機に多くの女性が離職し、男性の育児休業取得率も1.56%に留まっています。こうした現状も踏まえ、政府は、育児・介護休業法の改正を2004年に行い、期間雇用者も制度の対象とする等の充実を行いました。さらに、本年6月にも法改正を行い、(i)3歳未満の子どもを持つ労働者に対する短時間勤務制度、所定外労働の免除の義務化、(ii)男性の育児休業取得を促進するために、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長（「パパ・ママ育休プラス」）、(iii)子の看護休暇の拡充や介護のための短期の休暇制度の創設など、制度を充実し、男女ともに仕事と家庭を両立できる環境整備をさらに一段進めました。

制度が整備されるだけでなく、制度が実際に活用される必要があります。そのための民間による積極的な取組を政府は推進しています。2003年に成立した次世代育成支援対策推進法においては、常時雇用する労働者が301人以上の企業に対し、労働者の仕事と子育ての両立支援に関する取組を記載した一般事業主行動計画を策定し、その旨を厚生労働大臣に届け出ることが義務づけられています。また、2008年には、同法が一部改正され、一般事業主行動計画の策定・届出の義務付け対象が労働者数101人以上企業へと拡大されることとなりました。さらに、計画の公表が義務づけられ、国民や他企業が企業の両立支援の取組にアクセスできることとし、それにより一層取組が進むことを目指していま

す。

子育てとの両立支援だけでなく、あらゆる人々の多様な生き方や働き方を可能にする仕事と生活の調和の推進が重要です。2007年に、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。憲章は、仕事と生活の調和に関する基本的な考え方を示すもので、目指すべき社会を、(i)就労による経済的自立が可能な社会、(ii)健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、(iii)多様な働き方・生き方が選択できる社会としています。このような社会を実現するため、行動指針では、労働時間や男性の育児休業取得率等に関する数値目標を設定し、制度の整備や利用しやすい職場風土づくりの推進、社会的気運の醸成等の取組を行っています。

女性に対する暴力

配偶者からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であると認識しています。

2004年に、強姦罪、強制わいせつ罪、強姦致死傷罪、殺人罪、傷害致死罪、傷害罪等の法定刑が引き上げられたほか、集団強姦罪及び集団強姦等致死傷罪を新設し、二人以上のものが現場において共同して、強姦の罪等を犯したときやこれにより女子を死傷させたときは、強姦罪・強姦致死傷罪よりも重い法定刑を適用することとしました。

男女共同参画推進本部では、「女性に対する暴力撤廃国際日」である11月25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として定め、女性に対する暴力の根絶に向けた広報啓発等の取組を展開しています。昨年この期間中は、特に、UNIFEMが実施した「女性に対する暴力反対キャンペーン」へ、総理大臣をはじめ、男女共同参画推進本部の構成員であるすべての閣僚が署名し、また、国民へも署名を呼びかけました。

配偶者からの暴力については、2001年に配偶者暴力防止法を制定し、更に、二度の改正により、「配偶者からの暴力」には、身体に対する暴力のほか、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含めるものとしたほか、離婚後に元配偶者から引き続き受ける暴力又は言動もこれに含まれるものとなりました。また、電話等禁止命令及び子どもや被害者の親族等への接近禁止命令の創設といった保護命令制度が拡充されたほか、市町村による配偶者暴力相談支援センターの設置や基本計画策定の努力義務化などが規定され、市町村の役割が強化されました。

配偶者暴力防止法に基づいて、本年6月現在、185か所の配偶者暴力相談支援センターが設置されており、配偶者からの暴力に係る相談、一時保護、自立支援等の業務を実施しています。配偶者からの暴力についてどこへ相談したらよいか分からないという被害者のため、本年1月に、自動音声で最寄りの相談窓口を案内する「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）」を開設しました。このDV相談ナビについては被害者にとって利用しやすいよう今後機能を拡充していくこととしています。

警察における相談窓口では、被害者にとっての利便性を向上し、被害者が相談や申告をしやすい環境の整備に努めています。被害者の一時保護を行う婦人相談所では、同伴児童の対応を行う指導員の配置や心理療法担当職員の常勤化等により、体制の充実を図っています。加えて、被害者が婦人保護施設を退所した後の支援の充実を図っています。

人身取引

人身取引は、深刻な犯罪であるとともに人権及び人としての尊厳の重大な侵害であり、被害者となった女性に深刻な肉体的・精神的な影響を与え、その被害の回復も困難であることから、迅速・的確な取組が必要とされています。このような認識の下、政府は、2004年に、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を内閣に設置し、人身取引の防止・撲滅及び被害者保護などからなる包括的・総合的な対策として「人身取引対策行動計画」を策定しました。行動計画策定以後、関係省庁連絡会議における進捗状況のフォローアップ等を通じ、関係省庁が連携して、施策の着実な推進を図っており、本年7月、行動計画の改定に向けて検討を開始しました。

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の締結については、2005年、国会において、承認されるとともに、人身売買罪等の創設等を内容とする刑法等の一部を改正する法律が成立しました。

出入国管理及び難民認定法に関しては、2005年、人身取引等の定義規定を置くこと、人身取引等の被害者が上陸特別許可・在留特別許可の対象となることを明確にすること、人身取引等の被害者を資格外活動・売春関係業務従事を理由とする退去強制の対象から除外することなどを内容とする改正が行われました。

生活困難を抱える女性

女性が生活困難に陥りやすいという問題については、かつては見えにくい問題であったものが経済社会の変化のもとで顕在化しつつあります。そして、女性の生活困難の背景には、雇用・就業場面における男女間の格差にみられるように、男女共同参画の進展が道半ばであるといった問題が根底にあると認識しています。

男女共同参画会議では、現下の経済社会環境の大きな変化により、母子家庭をはじめとするひとり親家庭、DV被害者、不安定雇用者、外国人等、生活に困難を抱える人々の状況が多様化かつ深刻化している問題について、2008年から調査し、雇用・就業の安定、生活困難を抱える親子に対する支援等の施策の在り方について検討を行っています。

政府・与党が本年4月に決定した「経済危機対策」において、ひとり親家庭等への支援の拡充のための施策として、母子家庭等への資格取得支援、在宅就業支援等を盛り込みました。

選択議定書

最後に、女子差別撤廃条約選択議定書についてお話しします。男女共同参画基本計画（第2次）において、選択議定書の締結の可能性について検討を行う旨、明記されたことも踏まえ、政府において鋭意検討が行われてきました。また、本年は、条約の採択から30周年、選択議定書の採択から10周年の節目の年でもあり、各政党においても議論が行われていますが、様々な意見があるところであり、今後とも引き続き検討を進めてまいりたいと考えています。

おわりに

日本政府は、来年、新たな男女共同参画基本計画を策定する予定であり、そのための検討作業に着手したところです。我々は、新たな基本計画の策定する過程自体が、我が国の男女共同参画を次のステップへ進めるための契機になると認識しています。検討において、国際的な観点は重要な要素であると認識しており、男女共同参画会議において計画の策定を主に担当する専門調査会には、我が国の女子差別撤廃委員である林委員にも参加いただいております。本日の委員の皆様との建設的な対話を通じ、有益なアドバイスをいただき、それらを新たな基本計画の策定に活かしていきたいと考えています。

ありがとうございました。